

議案第10号

佐貫コミュニティセンターの指定管理者の指定について

佐貫コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

佐貫コミュニティセンター

富津市亀田368番地1

2 指定管理者となる団体

富津市八幡354番地

佐貫地区コミュニティ委員会

会長 山口 稔

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

平成27年11月27日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

佐貫コミュニティセンターの指定管理者の指定期間が平成28年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き佐貫地区コミュニティ委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。